

令和 6 (2024) 年財政検証ピアレビューでの確認事項

項目	令和6年財政検証ピアレビューでの確認事項
1. 公的年金財政の基本的仕組みについて	<p>以下の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政検証の目的 ・ 財政検証の実施主体 ・ 財政検証の頻度 ・ 財政検証の方法に関する（法令上の）制約 ・ 財政検証結果の利用方法（結果を踏まえて誰が何を実施するのか） ・ 財政検証について（法令上）公表が求められている事項
2. 財政検証結果の概要について	<p>以下の事項を取り上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の財政見通し ・ 基礎年金の財政見通し ・ 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し ・ 厚生年金の財政見通し ・ 所得代替率の将来見通し ・ 厚生年金の標準的な年金額の見通し <p>（注）経済・人口の前提については、所得代替率の将来見通しでは、公表されている全ケースを取り上げ、それ以外では、例示として、経済前提は、「成長型経済移行・継続ケース」及び「過去30年投影ケース」を取り上げ、人口の前提については、出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人を取り上げる。</p>
3. これまでの財政検証との比較について	<p>公的年金の財政に関して近年生じている状況変化及び特徴を把握するため、今回の財政検証結果を前回（必要があればそれより前のものも含む）財政検証結果と対比する。また、一部についてその差の要因を確認する。 なお、この確認は、財政検証の技術的な適切性を確認するための補助資料ともなる。</p> <p>【対比を行う項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前提（人口、労働力、経済前提） ・ 被保険者数（厚生年金、国民年金） ・ 保険料収入（厚生年金、国民年金） ・ 受給者数（厚生年金、基礎年金） ・ 給付費（厚生年金、基礎年金） ・ 基礎年金拠出金算定対象者数 ・ 基礎年金拠出金単価 ・ スライド調整率 ・ 所得代替率 ・ 年金扶養比率 ・ 総合費用（率） ・ 収支比率 ・ 積立比率

<p>4. 結果の不確実性・感応度分析について</p>	<p>人口及び経済の前提を変更した場合の分析や、被保険者数・経済前提・足下の積立金を変動させた場合の所得代替率への感応度分析を行う。</p> <p>(注) 人口の前提に係る分析を行う要素として、出生と死亡の他、入国超過についても確認する。また、経済前提についても確認する。</p>
<p>5. 公的年金制度の安定性について</p>	<p>公的年金制度の安定性を「持続可能性と給付の十分性が、将来にわたり、ともに保たれている状況にあること」と定義し、厚生年金及び国民年金の安定性について分析・検証を行う。具体的には以下の事項を確認する。</p> <p>《持続可能性》 厚生年金及び国民年金の双方について、長期にわたる財政均衡の達成可能性の観点から、 ・厚生年金全体及び国民年金の積立水準（積立金額、積立度合、積立比率） ・財政指標（年金扶養比率、総合費用（率）、収支比率） ・収支項目のGDP比 を確認すると共に、短期的かつ急激な社会経済環境等の変化があったとしても、給付費や拠出金などの支出が期限どおりに履行できるかの観点から ・実施機関ごとの積立水準（積立度合、積立比率） を確認する。</p> <p>《給付の十分性》 ・所得代替率 ・賃金水準ごとの給付水準 加えて、年金額分布推計についても確認する。</p>
<p>6. データの十分性及び信頼性について</p>	<p>基礎数の作成方法及びその検討過程について、以下の点に留意しながら確認を行う。</p> <p>《財政検証で使用されたデータの品質》 ・使用されたデータは、公的年金の実態を的確に表すものとして、関連性のあるデータソースから適時適切に集計されたものであるか。 ・使用されたデータは、数理計算における使用方法に照らして適切であるか。特に数理計算のインプットデータに求められる規格に合致するよう適切に加工・補正・補完等が行われているか。 ・利用されたデータが不十分であることによって、財政検証の作業に支障が生じ、または財政検証における成果物に不足が生じていないか。 ・複数の機関で作業を分担していることにより、使用するデータの集計等の要件に重要な不整合が生じていないか。</p> <p>《財政検証で使用するデータに係るガバナンス》 ・数理計算に使用するデータについて、整合性及び合理性の確認など、適切な管理が行われているか。</p>

<p>7. 設定された仮定（前提）の適切性について</p>	<p>基礎率（脱退力、標準報酬指数、年金失権率、国民年金保険料の納付率等）、人口の前提、労働参加に関する前提、経済前提について、以下の点に留意しながら検証・評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設定された仮定（前提）は、社会経済環境等の現状及び今後見込まれる趨勢に照らし、公的年金制度の将来見通しが著しく過小評価又は過大評価となるものとなっていないか。また、設定された仮定（前提）は将来見通しを作成する期間を反映するものとなっているか。 ・ 異なる要素に関して設定された仮定（前提）の間に重要な不整合が生じていないか。また異なる要素間に依存関係が存在すると考えられる場合、それが適切に織り込まれているか。 ・ 複数の仮定（前提）が置かれる場合、その組み合わせに偏りが生じていないか。 ・ 複数の機関が分担して推計作業を行っている場合、異なる機関によって設定された仮定（前提）に重要な不整合が生じていないか。 <p>《仮定（前提）の設定に係るガバナンス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮定（前提）の設定の根拠について、その検討過程を含めて文書化されているか。 ・ 様々な仮定（前提）について、それぞれが年金財政に与える影響を定性的・定量的に評価しているか。その評価結果を利用して、例えば仮定（前提）にどの程度の幅を持たせるかといった、仮定（前提）の設定のあり方を検討しているか。
<p>8. 推計方法（数理モデル）の適切性について</p>	<p>以下の点に留意しながら検証・評価を行う。</p> <p>《推計方法の適切性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政検証に用いられた推計方法は、その目的や法令等の要請に則したものとなっているか。 ・ 推計で用いた各要素の関係式は、各要素の因果関係などを適切に反映したものか。 ・ 複数のシミュレーション結果の差異の要因が合理的かつ十分に説明できるものとなっているか。 ・ 財政検証の出発点となる積立金額は、長期にわたる見通しの基礎として適切であるか。 ・ 複数の機関が分担して推計作業を行っている場合、推計方法に重要な不整合が生じていないか。 <p>《推計方法に係るガバナンス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推計方法の設計及び操作に関して十分な文書が作成されているか。また、推計方法の構築過程において、例えば従前の方法を変更する場合の手続きなど、適切な管理が行われているか。 ・ 推計方法の設計及び操作に関して、担当する職員に必要な研修・教育が行われているか。

<p>9. 情報開示の適切性について</p>	<p>以下の視点で情報開示の適切性について検証・評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表資料には、その目的に照らし十分な情報が含まれているか。第三者による検証が可能であるなど再現性があるか。そのために少なくとも以下の内容が含まれているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 数理計算で使用した手法、前提条件及びデータの詳細（手法・前提条件のうち法令において指定されているものの明示を含む） イ. 第三者の作成した情報を数理計算で利用した場合、その利用状況 ウ. 数理計算で使用したデータについて、その十分性・信頼性の検証状況と、補完・補正など各種処理の実施状況 エ. 数理計算で使用した手法、前提及びデータについて、数理モデルが将来起こり得る事象をより精緻に記述しているかどうかとの観点からの限界点 オ. 財政検証に要請されている数理計算結果等の情報の全て カ. 年次別の詳細な収支見通し ・財政検証の公表資料には、公的年金財政の主要なリスクについて、その性質と影響の大きさがわかるような記載があるか。公表資料に掲載されている情報の不確実性に関して、その性質と程度が明らかにされているか。 ・公表資料は、想定される利用者に理解できる内容であり、かつ曖昧でない表現で記述されているか。
<p>10. 前回検証（ピアレビュー）提言への対応について</p>	<p>「第5章 今後の財政検証に向けて 第1節 今後の財政検証への提言」についての対応状況について検証する。</p>
<p>11. 年金額分布推計について</p>	<p>今後の財政検証への提言のうち「性別、世代別、年金額階級別の分布推計」については、今般、財政検証結果（本体推計）とともに年金額分布推計が新たに実施され、公表されたところ。年金額分布推計についてはその重要性に鑑み、前項目の「提言への対応状況」にとどまらず、推計の構造や計算過程、基礎数・基礎率及び推計結果を確認した上で、データの十分性・信頼性、仮定（前提）や推計方法の適切性等について検証する。</p>